

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 2 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	1 行政改革大綱の基本的考え方について（公開） 2 市民との協働について（公開） 3 情報化の推進について（公開）
日 時	平成 3 0 年 8 月 2 8 日（火） 午後 1 時から午後 2 時 4 0 分まで
場 所	市役所 2 階 中会議室 1 ・ 2
出席者氏名	会長 山本和也 副会長 田中かよ子 委員 江原正子、小松栄、染谷よし江、津佐清、谷田貝しづ子、山崎清 事務局 今村繁（副市長）、佐藤裕（教育長）、中沢哲夫（企画財政部長）、佐賀忠（総務部長）、牛島修二（市民生活部長）、柏倉一浩（環境部長）、直井誠（保健福祉部長）、平野紀幸（児童家庭部長）、鈴木孝（選挙管理委員会事務局長）、杉山一男（生涯学習部長）、金田昌丈（財政課長）、渡邊宏治（総務課長）、富山勝之（人事課長）、大塚盛也（市民生活課長）、須田光浩（生活支援課長）、大久保貞則（行政管理課長）、堀江賢司（行政管理課主幹）、武田真弓（行政管理課長補佐）、大久保崇雄（行政管理課事務管理係長）、島津奈身（行政管理課事務管理係主任主事）、古谷尚久（行政管理課事務管理係主任主事）
欠席委員氏名	中野祐三郎、横川しげ子
傍 聴 者	無し
議 事	第 2 回野田市行政改革推進委員会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

行政管理課長補佐	平成30年8月28日午後1時、開会を宣言し、会議の成立について報告した。会議の公開及び傍聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明した。
	会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。
山本会長	議題1 行政改革大綱の基本的考え方について 行政改革大綱の基本的考え方について事務局に説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、行政改革大綱の基本的考え方を説明 >
山本会長	行政改革大綱の基本的考え方について質疑及び意見を求めた。
山崎委員	資料1ページの行政運営の効率化について、正規職員を始め、再任用職員、会計年度任用職員も含めた定員管理を行うとある。これは非常に重要な施策であると捉えている。ここにある定員について、前回の資料では、今年の4月1日現在の職員数が1,007名と記憶しているが、この1,007名の中には、ここに書かれている再任用職員や会計年度任用職員も含まれているのか。
行政管理課長	1,007名は正職員の数であり、臨時職員と再任用職員については含まれていない。また、会計年度任用職員については、これから制度が新設されるものである。
山崎委員	今現在、再任用職員は何名ぐらい在職しているのか。
人事課長	再任用職員は今年度27名在職している。
山崎委員	これから再任用職員の人数は年々増えていくと考えられる。再任用職員が増加し、会計年度任用職員の制度もできるということは、人件費が増えていく。よって、今後は正規職員だけではなく、再任用職員等を含めて定員管理をする必要がある。恐らく、仕事のやり方などを抜本的に見直す必要があり、そういった仕事のやり方を含めて、どのように適正化を図っていくか、これは非常に重要だと考える。
総務部長	補足になるが、再任用職員は現在、短時間勤務であ

副市長

り、フルタイムでは運用していない。フルタイム勤務の場合は、定員管理の中に加味する必要があるが、現在は短時間勤務のため、先ほどの1,007名には入っていない。

我々も今回の行政改革大綱の中で、この部分は最も重要なものの一つであると思っている。

再任用職員については、年金支給年齢の変更とともに拡大し、65歳までということになった。ただ、国では定年延長ということも議論されており、人事院からもそのような話が出ている。そのため、もしかすると新しい行政改革大綱の期間中に地方公務員の定年の延長ということも考えられる。そうすると、さらに定数管理ということと、誰にどのような仕事を任せるとということが非常に重要になってくる。

また、会計年度任用職員について、今まで臨時職員は基本的に継続雇用が認められていなかったことから、私どもはそれを厳格に行っていて、非常勤の中でもいわゆる臨時職員と非常勤の一般職ということで運用してきた。これについても基本的には最長5年ということで、再度の新たな任用というような形でやってきた。会計年度任用職員は、再度の任用ではあるらしいが、継続雇用が基本的に可能となる。また、昇給もできるとなると、今まで臨時職員には昇給という概念はなかったため、働かせ方も大きく変わってくると思う。

よって、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員をどのような役割で運用していくかが重要になってくると思う。11月の行政改革推進委員会で定員管理を予定しているため、そのときにいろいろと御意見を頂きたい。

津佐委員

行政改革大綱とは直接関係はしないかもしれないが、行政改革の推進をする一方で、社会情勢として少子高齢化し、生産年齢人口が減少する。これが大きな財政上の問題になってくるかと思う。これを二輪の輪で対策を行っていかないとならない。少子高齢化の流れは加速度的になっていて、どのように食い止めるの

副市長	<p>か、あるいはどのようにして生産年齢人口の減少を防いで行くのか。そのようなことを行っていないと縮小再生産となり、財政上安定していかなくなる。</p> <p>組織のスリム化を行っている一方で、一番大きな課題であるこの問題は、どこで議論がされているのか。</p> <p>それは野田市総合計画で議論されている。そのような野田市の定住促進や人口の問題、少子高齢化の問題にどう対応していくのか、また、総合的であるため、福祉の分野や道路の分野など全ての行政について、15年の計画の中で検討している。</p> <p>そして、総合計画を推進していくためには、当然効率的な行政運営も必要となる。総合計画の中でも、行財政運営の推進というところで行政改革を実施して、財源確保を図っている。行政改革大綱とは、そのような関係になっている。</p> <p>なお、少子高齢化について、具体的な担当課としては企画調整課になる。</p>
山本会長	<p>行政改革大綱の基本的考え方については、原案どおり了承でよいか問う。</p> <p><異議無し></p>
山本会長	<p>議題2 市民との協働について</p> <p>市民との協働について、項目ごとに事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><資料に基づき、自治会との協働による行政課題への対応について説明></p>
山本会長	<p>自治会との協働による行政課題への対応について質疑及び意見を求めた。</p>
小松委員	<p>今後は環境美化活動の推進は一部の自治会に担っていただくのではなく、義務付けると述べられているが、29年度の実績では、3分の1の自治会しか美化活動を行っていない。そのため、全ての自治会で、その美化活動ができるということは考えられないと思う。そうすると、補助金だけ交付ということになり、無駄遣いというような感じもあるが、いかがか。</p>
副市長	<p>確かにそういう一面もあると思う。しかし、今回出したこういう方針でいくということではなく、ある意</p>

味では問題提起という側面も含んでいるというふうに考えていただきたい。資料にあるように、自治会は300ほどあり、自治会によって事情も全く異なる。その中で、どういうふうにやったらいいのか。この環境美化については3分の1しかできてない。ほかの市ではそもそも補助金を出していない。むしろ、自主的にやっていただくという観点では、問題提起ということで、自治会の交付金の中にこういうようなことも積極的にやっていただきたいという趣旨で入れるということも考えられる。しかし、自治会が交付金を受け取るだけで、何もしないということもありうるという心配があり、市長もそのように言っていた。そういう意味では、この辺も今後考えていかなければならないことだと思っている。

山崎委員

自治会の加入率について、野田市はもっと低いのかと思っていた。しかし、資料を見ると、近隣市と比べて、決して低くなく、そこそこの加入率だと思う。多分、自治会との協働を進めるに当たって、それがうまくいったかどうかの評価の尺度として、この自治会加入率というのが挙がっているのかと思うが、決して低くないと感じている。

それから、先般の資料の中では、市の窓口において転入者に対し、自治会ハンドブックや自治会加入促進リーフレットを配布して加入の働きかけを行っているという記述があった。そういった市の働きかけに対する転入者の反応、それから今現在もそういったことを活動継続しているのか、その辺を聞きたい。

市民生活課長

話があったとおり、現在も転入者の方に配布している。正直なところ、転入者には直接話を聞いていないためはっきりしたことを言えないが、市民生活課の窓口で市民が来たときに、自治会に入りたいという問合せがあることから一定の反応はあると言える。

山崎委員

自治会でも新しく地区に入られた方に対して、自治会長や役員の方が足を運び、働きかけをし、そういった繰り返しを行って初めて入っていただくというのが実状である。そのため、私は加入率を上げるための

これだという施策はないと思う。

よって、お答えいただいたとおり、地道に取り組むしかいないため、是非継続的に行ってほしい。また、ただ行うだけでなく、反応を伺うことも重要だと思う。転入者は、ほかの市で自治会に入っていた方もいると思う。野田市に移られて、「会費を払うのか、それならメリットを感じないから入らない」などの反応を聞いて、それで初めて次の施策につながると思う。

自治会の加入率が年々低下しているという厳しい現実がある。一方で、集中豪雨、ゲリラ的豪雨など自然災害等が過去に例がないほどの勢いで襲ってくる。そういった意味では、客観情勢はむしろ自治会に入っていた方がいいのではないかと。要するに、一人がみんなのために、みんなが一人のためにというような組織の必要性はかなり高まっているのではないかと考えている。

私は民間の場合、次のように考えると思う。例えばリーフレットで促進したところで終わってしまっているのではないかと。あるいは、今、山崎委員から話があったように、自治会長や班長が、転入者に対して加入を呼び掛けるだけの促進で終わっているのではないかと。それはそれとしてすごくいいことではあるが、野田の市報等を通じた広報活動や、例えば自治会加入促進月間などのキャンペーンを行ってみたらどうか。年に1か月くらい、行事が最も少ないときに、未加入の人に対して市と自治会が共同してもう一度加入のアプローチを行っていく。そういうことが必要かと思う。

また、自治会の交付金は400円ほど支給されているが、例えば我孫子市は自治会加入率が73.3%で野田市より高いが、交付金は野田市より少ない。つまり、交付金の多寡によって加入率が高まるとか、そういったことはあまりないのではないかと。身に迫った危機意識が自治会を必要とし、また、それに応えるような自治会組織であってほしい。私はそのように強く感じる。

	<p>そのような意味で私は、例えば美化活動にしても防犯活動にしても、自分の住んでいる所を自分たちで守るという意識を一緒になって磨いていくことが必要ではないかと思う。</p>
江原委員	<p>7ページや8ページで、交付金のこと書いているが、これは月ごとに400円か。それとも年間で400円ということか。</p>
山本会長 総務部長 江原委員	<p>年間という認識でよいか。 年間である。 そうすると、民間に委託した場合はこの金額で対応できるため400円としたのか。どのような計算をしてこの金額になっているのか。</p>
山本会長	<p>今の話は、このことを行ったから幾らという積算の元があるわけではなく、全体としてということだよいか。例えば、リーフレットを配ることを民間に委託した場合を根拠にしているといったことはないと思うが、そういう認識でよろしいか。</p>
副市長	<p>はい。7ページの自治会等交付金の中で、コミュニティ活動の推進、行政情報の連絡及び行政協力などと書かれているが、それぞれ幾らというような積算ではない。実態としては、自治会の運営費であり、活動全般的にどこに力を入れているかも含めて自治会にお任せしているのが現在の状況である。 また、自治会長報償金については、市報の配布など自治会長の仕事に対して交付している。しかし、現実には自治会長が市報を配っているところもあれば、班長が配っているところもある。自治会長報償金の内容や依頼する内容などは、今後整理していく必要があると考えている。</p>
山崎委員	<p>今のところと関わるが、私は自治会活動を長くやっていたので、その辺の経験を踏まえて、意見を述べさせていただきたいと思う。 7ページにあるが、自治会等交付金は世帯数に応じて、年間で交付されている。自治会としては、貴重な財源として有効に活用させていただいているのが実態ではないかと思う。資料では課題として、どのよう</p>

な業務に対して支払われているか明確になっていないという表現がある。しかし、交付金の申請には、その地区の総会の資料を添付することが義務付けられている。この総会の資料には、活動計画などの様々な計画や収支決算報告、会計監査報告といった全ての資料が含まれている。それを御確認いただければ、それぞれの自治会でどのような活動にどのようにお金が使われているのか、ある程度把握できるのではないかと思う。よって、何の業務に対して支払われているか明確になっていないという資料の表現について、少し疑問がある。

それから、恐らくそれぞれの自治会長は、自治会長報償金を有効に活用されていると思う。ただ、市報等の配布業務に対して支払っているという部分について、実際に自治会長自ら市報を配るところは多分少ないと思う。班単位で動いているため、班長が配る前段階が自治会長の仕事となる。市報は必ず自治会長にまとめて送られてくる。市だけではなく、学校関係や警察関係の諸々の資料や配布物、回覧物は全て自治会長宛てに届く。自治会長はそれを班単位に全部分ける。大きなところだと何十班とあるため、それに相当な手間がかかる。配布するために報償金が交付されているが、配布物や回覧物を分けると相当な業務だと思うので、それらの全ての関連を含めた上で、報償金があるのではないかと思う。その意味では、報償金は多分有効活用されている。資料を読むと、その辺も是正される意見等が寄せられているとある。もう少し実態を踏まえて記述いただいたほうがよろしいのかなと思う。

山本会長

確かに300以上の自治会があるわけで、負担もあると思う。実際、区分けなども含んで考えるべき問題だと思う。

副市長

明確になっていないというところだが、市では、補助金や報償金を交付するときには、その根拠を明確にしておくというのが基本となっている。補助金には、団体に対する全般的な運営の補助である運営費補助と、特定の事業に対する事業費補助があるが、基本的

には透明性や明確性という意味で、事業費補助というところがある。総会の資料を見ればどのように使われているかは分かるわけだが、市として、この400円というのをどこにどうやってという根拠を明確にしなければならないという意味である。この400円について言っている話でなくて、行政としての市民に対する説明責任として、この400円の根拠はどういう仕事に対してなのか。それは自治会で全てお任せということだけなのか。あるいはこういうものというような整理が必要かどうか。今、山崎委員がおっしゃったように、それでいいということも考え方の一つとしてある。それも含めて今後自治会の皆さんと話をしていきたいということであり、今あることを否定しているわけではないということは御理解いただきたい。

報償金について、資料の中で市民から是正するように意見が寄せられているとあるのも、市報の配布については補助金の規則に書かれているが、配布というのは自分で配ることを言うだろうという意見がある。そのため、これは規定していることと実態とが合っていないという意味で、是正という言葉を使っている。この課題の所で、近隣市で自治会長に対して補助金を支払っている団体はないという記述もある上で、是正と言うと何か消極的なように見えると思う。私も後で注意したところでもあるが、近隣市で自治会に対して補助金を支払っている団体はないというのは、野田市が良くないという意味ではない。逆に、最後に書いてあるように、自治会長にはお世話になっており、一緒にやってもらっている部分は相当大きいので報償金は当然必要だろうと思っている。ただ、自治会の中には、報償金を自治会費に入れているような自治会もある。報償金が何に対するお礼かというのは、もう一度整備して、実際に行っていることと、整合を取っていく必要がある。そういうふうに御理解いただきたいと思う。

市報及び行政文書配布という項目の中で、課題として、毎月2回の市報の配布を始めとした行政文書の配

津佐委員

副市長

布が負担とされていて、近隣の市町村ではあまりこう
いう例はないと書いてある。私も今配っている立場だ
が、逆にそれはいい例なのではないかと思う。自治会
として、直接手渡しあるいは戸別訪問して渡すとい
うことは、それだけ市報を見て読む率が高くなる。こ
れはむしろ、負担というよりも、私は義務ではないか
と
思っている。負担となっているからポスティングや新
聞折り込みなどで展開したら、ますます読まれなくな
ると思う。むしろ、これはプラス思考で考えた方がい
いのではないかと思う。

また、9ページの自主防犯活動に関する課題で、今
後は自主的に活動しようとする支部に補助金が多く
分配できるような仕組みを作る必要があると書いて
ある。これは果たしてそうなのだろうか。要するに、
私はあらゆる自治会に、防犯意識を持っていただく
ことに力点を置いていくべきであって、一応活動して
いるようなところに厚く補助金を出せばいいという論
理ではないと思う。むしろ、防犯活動を行っていない
自治会にも防犯活動を行っていただくように促進を
していくことに力点を置くべきだと思う。一生懸命や
ったのだから補助金を多く分配ができるような仕組
みは当たり前だと、そういう論理ではない。犯罪など
が増加している現実の中で、自分達の地区は自分達で
守るといった意味での防犯意識を高めていく。防犯活
動を行う組織がないところには作っていただくよう
な活動に力点を置くべきだろうと思う。

市報について、他市ではずっと前から新聞折り込み
だが、野田市はコミュニティの推進の立場から、自治
会を通して配布を行っている。しかし、最近市に対し
て、一般の市民の方から、負担というような声も出て
いる。その辺が負担になって加入率が落ちている、役
員をやりたくない、班長は結構大変などの意見も幾つ
か入ってきている。そのため、そのような負担感があ
るならば、自治会の皆さんと今後話し合っていきたい。
そのような考えで問題提起として記載した。当然
コミュニティの推進の立場では、自治会を通した配布

谷田貝委員

がいいと思っている。しかし、それが本当に負担ということにつながっているのであれば考えなければいけない。そのような問いかけと求めていただきたい。

やはり自治会は、会によっても地域によってもすごく温度差がある。また、自治会長によっても温度差があると思う。私は、住んでいる地域の特性から自治会の加入率がこんなに低いとも思っていなかった。近所の人も多くが自治会に入っている。自治会長達も、運動会やボランティアなど本当に仕事が多くて大変だとぼやいている。大変だと言いながら、隣近所と顔を見合わせる事が大事だという意識に変わっていく。

生活していくには、近所の顔を見ながらということは絶対に必要なことだと思う。先ほどの津佐委員の意見と同じように、ポスティングや新聞折り込みなどの寂しい配布の仕方ではなくて、自治会長は大変だと思うけれども、自分の自治会の人顔を見ながら取り組んでいくことが大事であるし、続けていけたらいいと思っている。自治会には様々な行事があって、市と一緒に行わなくてはならないことが多くあり、大変な思いをしていた方がたくさんいると思う。しかし、それが市の地域のコミュニティに絶対に必要なことである。強制ではなく、入っていた人がみんな入っていて良かったと思えるような方向に進めていけたらいいと思う。

山崎委員

市報配布で負担感があるということは、多分事実だと思う。今は毎月2回、1日号と15日号の市報が配布されている。皆さんの意見は、回数が見直しができないのかというものが結構多い。そのため、例えば月1回をベースにしてはどうか。月によって情報のボリュームが違い、年度初めはボリュームが多い。しかし、月によってはそんなにボリュームがなく、月1回で間に合うのではないかというような内容も結構ある。

そのため、月2回定期発行というところを見直し、まず月1回の定期発行に変更し、残りについては、ボリュームが多い時期だけは臨時便にする。そのような工夫により、少しでも負担感を軽減するような形は取

副市長	<p>れるのではないかと思う。この辺は、検討されたことはあろうかと思うが、御意見を頂きたい。</p> <p>確かに月1回発行の自治体もある。野田市でもそこまで具体的ではないが、月2回から1回に変更することを前向きに検討したことがある。しかし、そのときは情報をきめ細かく出していく方を優先すべきだという内部的な結論になった。今は、そうは言っても負担感があるという時にあって、新聞折り込みの開始と同時に回数を減らすことも今後の自治会の皆さんとの話合いの候補には入ってくると思っている。月1回プラスあらかじめ情報が多いと分かっている月は2回という考え方は参考にさせていただく。</p>
小松委員	<p>恐らく班長が市報等を配っていると思う。老齡化が進んでおり、私の自治会は大体老齡化率が40%である。それゆえに、班長はできないという人がいる。私の自治会では、それはそれで認めてあげて、そのまま班に残っていただく。その上で、班長をできる方にバトンタッチすればいいとしている。</p> <p>その結果、自治会から抜けるという人もいなくなり、そういう形でいい環境となっている。</p>
山本会長	<p>自治会の必要性については、皆さん認めていらっしゃると思う。先ほどのキャンペーンの話もあるし、自治会に是非入っていただくような努力をいろいろな形でしていただく必要もあると思う。また、自治会と市との連携の中で、美化活動の件も含めていろいろ話を詰めて、誤解のないような形で理解を進めてほしい。</p> <p>自治会との協働による行政課題への対応は原案どおり了承でよいか問う。</p>
山本会長	<p>< 異議無し ></p> <p>社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくりについて事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p>< 資料に基づき、社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくりについて説明 ></p>
山本会長	<p>社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくりについて質疑及び意見を求めた。</p>

田中副会長	<p>必要性が薄れてきた事業について、どのようなものがあるのか例を挙げてほしい。</p>
生活支援課長	<p>生活支援課では、補助事業として、社会福祉協議会で実施している公益的な事業に対して補助金を支出している。今現在、事務事業の見直しの中で、補助金を出す事業の内容を精査し、より有効性のあるものに改定するため庁内検討会議で検討中である。</p>
	<p>社会福祉協議会で自主事業として、継続して発展させていくものや改革していくものについては、補助金を削減し、自主事業として展開していくことで見直しに向けて動いている。</p>
山本会長	<p>具体的にこれというものは何か挙げられるか。</p>
生活支援課長	<p>庁内検討会議が第10回目を迎え、31年度に向けて協議、精査している。</p>
副市長	<p>この事務事業の見直しに当たり、交付している団体等ときちんと話し合って必要なものと必要ではないものを、お互いに納得した上で、見直すように指示してある。</p>
	<p>今、社会福祉協議会と事務担当者間では協議しているが、まだ正式には協議していないのでなかなか言いにくいところがある。そのため、具体的なところの発言がなかったが、資料に記載している補助事業の幾つかについても、その必要性が薄れていると思われる事業はある。</p>
山崎委員	<p>一点目として、社会福祉協議会との協働ということで、様々な事業に市からの補助金を出しているということだが、前回の資料では扶助費が年々増えているというグラフがあった。この補助金は、扶助費に含まれるものと理解してよいか。</p>
	<p>二点目としては、市から補助金として各関連団体に総額幾らぐらい補助しているか。これから聖域なき見直しということだと、そういったところも具体的な対象になってくると思う。もし分かれば教えていただきたい。</p>
財政課長	<p>まず一点目については、そのような補助金は扶助費というところには入っていない。前回の資料のグラフ</p>

山本会長	<p>では、その他の経費に含まれている。</p> <p>二点目の補助金の総額については、手元に資料がないため、調べて後ほど回答する。</p> <p>なお、扶助費については主なものでは生活保護費や障がい者の方への支給などが入っている。</p> <p>社会福祉協議会、社会福祉法人等の協働による福祉のまちづくりについては、原案どおり了承でよいか問う。</p>
山本会長	<p><異議無し></p> <p>NPO法人及びボランティア団体等との協働について事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><資料に基づきNPO法人及びボランティア団体等との協働について説明></p>
山本会長	<p>NPO法人及びボランティア団体等との協働について質疑及び意見を求めた。</p>
山崎委員	<p>課題の所で、私はこういう意識では少し違うのではないかと思うところがある。近隣市と比較して、NPO法人数が少ないため、育成の強化を図るという捉え方だが、確かに、健全な組織や優良な組織は強化を図る必要があると思う。しかし、恐らく市は捉えられていると思うが、44団体が実態として、全てが健全な団体なのかよく分からない。財政支援する評価基準というのは市では持っていると思うが、その辺の考え方を知りたい。どういうところを育成しているのか。私は数ではないと思うがいかがか。</p>
市民生活課長	<p>市では、組織基盤の強化や事業発展に補助金を出している。概略だが、設立5年未満ということで運営費が足りない団体があるため、円滑に活動できるよう、そういった面を支援している。</p>
副市長	<p>今、財政的支援で説明したのはNPO法人というよりも市民活動をしている任意団体を含めたものである。市民活動支援センターの前身であるNPO・ボランティアサポートセンターを作った際、最初はNPOセンターを作る予定だった。しかし、そのときに、ボランティア団体も含めた方がいいということで、NPO・ボランティアサポートセンターとした。その後、</p>

活動が停滞していたため、見直しを図った上で市民活動支援センターという名前にした。見直しのときに、NPOを支援していくのかどうか議論になった。市民の代表である運営協議会で、広く市民活動をしている団体を支援していくのが市民活動支援センターの役割という結論が出たため支援している。

この財政的支援もそういうような経緯で行っている。NPOを含めた市民活動団体は、設立当初はなかなか厳しいところがある。そのため、運営資金に加え、5年以上過ぎたところには活動資金の支援も行っている。

NPO法人が数ではないというのは、内容が休眠状態の団体もあるため当然である。しかし、市としては市民との協働の中で、やはりNPO法人等ともっと積極的に協働していかなければならないという基本的な認識がある。そのときには、当然NPO法人がもっといたらいい。気持ちとしては、そういう団体がもっといればいいということでの育成の強化というような課題になっている。

さらに、行政部局との連携ということが指摘されているが、これからは行政が単独で行うのでは、経費的にとても持たないので、NPO法人や市民活動団体、あるいはボランティアなどと協働していく必要がある。しかし、今は行政各部局が向こうから来るのを待っているところがあり、行政から出て行って団体と接触するなどの姿勢が不足している。各部局が積極的に市民と対話することによって育成も図っていくということができれば理想である。そのような趣旨でこの辺のところはまとめさせていただいている。

NPO法人やそういった事業を行う団体で、事業費より運営費の補助を望む声が多いという話だが詳細を聞きたい。

NPO法人を含む市民活動団体の話となるが、各団体からまず運営がきちんとしてないと、なかなか事業自体が軌道に乗っていかないという声が多かった。ほかの団体に対する市からの補助はほとんどが事業費

山崎委員

副市長

山本会長	<p>補助のみであるが、そういった経緯からあえて運営費補助とした。</p> <p>NPO法人及びボランティア団体等との協働については、原案どおり了承でよいか問う。</p> <p><異議無し></p>
山本会長	<p>課題3 情報化の推進について</p> <p>情報化の推進についての項目である電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守について説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守について説明></p>
山本会長	<p>市で行っている情報化は、ほかの自治体と比較するとどのような進捗状況か。</p>
行政管理課主幹	<p>ほかの自治体と比較すると、市としてはできるだけ対策という形の中で、行政の事務の効率化等を目的に、行政事務の電算化に取り組んでいる。その中に個人情報等が含まれているので、それにセキュリティ対策を施して個人情報を守りながら、業務を行うことを進めている。</p> <p>29年10月から稼働している現状の総合行政情報システムについても、他市と同レベルのもので、県内の25団体が利用しているシステムを市でも導入している状況である。</p>
山本会長 津佐委員	<p>ほかの質疑及び意見を求めた。</p> <p>インターネット弱者に対する情報格差がポイントだと思う。私たち自身も、例えばICTとITがどう違うのかと、そういう段階である。</p> <p>そういった意味で、高齢化社会で情報格差をどうやって防いでいくか、リカバリーしていくか、そこが一番大きな課題なのではないか。</p>
行政管理課主幹	<p>今、国でもIoTという技術を検証分析するようなレベルである。全国の団体の協力を得ながら、インターネットを用いて、今後地域の活性化に向けて、市民の方が有効利用できるような仕組みを考える必要がある。自治体は国を含めて、今まで以上に利便性があり、住民の方が有効利用できるような仕組み作りを進</p>

山崎委員	<p>めている状況である。</p> <p>38ページに各課が様々なシステムを導入してきたと記載があり、戸籍のシステムでは約55,000件の紙の戸籍を電子化したとある。かなりの紙情報を電子化したということになり、恐らく相当の効率化に加え、様々な面で効果が出ているのかと思う。恐らく、行政は膨大な紙情報がいろいろなところにあると思う。その紙情報を電子化することによって、例えば、管理スペースを減らすなど様々な効果が出てくると思う。市全体でシステムを導入するだけではなくて、そういった電子化への取組は、現在行われているという理解でよいか。例えば、紙情報をいつまでに何割削減するなど、そういったことは市全体で取り組まれているか。</p>
総務課長	<p>文書管理は総務課中心で行っているが、今のところ、全ての文書を電子化する、どこまで電子化するというところまで検討に至っていない状況である。</p>
山崎委員	<p>民間では、このことは積極的に取り組まれている。なるべく紙で保管するのではなくて、電子化できるものは電子化して、紙情報はできるだけ減らしていく。そのことによって、様々な付帯的な効果が出てくる。市の方でも進めてほしい。</p>
副市長	<p>今、総務課長が話したように、はっきり言ってなかなか進んでないところである。文書管理について、ファイリングシステムという、ひとつのボックスの中に入れて、地下書庫に移し、時が来れば処分するというような25年前のシステムが今も基本となっており紙ベースで行われている。その間に電子決裁やいろいろなペーパーレス化を検討はしていた。しかし、市役所では決裁文書や資料などが多く、なかなかペーパーレスが進んでない現状がある。山崎委員がおっしゃるようにペーパーレス化は資源の面だけではなく、情報の出し入れがずっと楽になるため仕事の効率化の面からも重要なことだとは思っている。今後話を聞いて検討は進めたいと思う。</p>
山本会長	<p>余談になるが、今よくある働き方改革について、市</p>

副市長	<p>の取組は何かあるか。</p> <p>この行政改革大綱でも定員管理のところがある。会計年度任用職員という新たな制度で、今までの臨時職員等を会計年度任用職員として継続して雇用する。そういう意味では職員の仕事のやり方、役割分担ということで、再任用職員を含めてしっかり見直さなければいけない。そのところでは働き方改革とも言える。</p> <p>また、通常のワークライフバランスについては、総務部で積極的に進めようという動きはしている。しかし、それが実際にどこまで進んでいるかというと、まだまだというところである。</p>
山本会長	<p>電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守については、原案どおり了承でよいか問う。</p> <p><異議無し></p>
財政課長	<p>先ほど社会福祉協議会の議題であった質問の補助金の総額について回答する。</p> <p>30年度当初予算ベースとなるが、個人への補助金を除いた団体等に対する総額で9億1,000万円ほどになる。そのうち、社会福祉協議会に対する補助金については2,970万円ほどとなっている。</p>
山本会長 行政管理課長 山本会長	<p>その他、連絡事項の有無を事務局に問う。</p> <p><次回の日程をお知らせする></p> <p>午後2時40分、閉会を宣言した。</p>

以上